平成２４年（フ）第１０３７号
名古屋市中村区長筬町２丁目62番地の１　メゾンやまひち３Ｂ号、従前の住所名古屋市中区千代田２丁目14番12号　シティライフ鶴舞５Ｃ号
債務者　岡部　美幸
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２６５号
大阪府寝屋川市萱島本町９番13号
債務者　井本　直樹
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２９６号
大阪市住吉区長居３丁目３番28号　グリーンコーポラス若松Ａ―102号
債務者　中島ノリ子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５８７号
大阪市西区九条１－４―19　ラバンジール九条Ⅱ208号、住民票上の住所大阪府東大阪市足代新町16番８号　メゾンユウラク304号
債務者　北田ちえみ
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８７３号
大阪府枚方市杉山手２丁目11番28号
債務者　上野小百合
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８９２号
大阪府豊中市桜の町５丁目３番35―202号、前住所大阪府豊中市柴原町２丁目４番４号
債務者　神谷　玉子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８９５号
大阪市住吉区我孫子東２丁目５番26号　ハイツ泉205号
債務者　石川　久夫
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９２４号
大阪府東大阪市長瀬町３丁目８番23―217号
債務者　岸岡　榮二
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０８１号
大阪市淀川区西三国４丁目３番11―513号
債務者　鈴木　由香
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１２３号
大阪府茨木市上穂積１丁目４番33―415号
債務者　福田　員代（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１４３号
大阪府箕面市新稲６丁目11番50号
債務者　和田　貴江
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１５１号
大阪市北区長柄中１丁目１番２―902号
債務者　舎川日東美
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１５３号
大阪府東大阪市東鴻池町４丁目５番26号　鴻池マンション301
債務者　宮西久仁子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１５４号
大阪府東大阪市東鴻池町４丁目５番26号　鴻池マンション301
債務者　宮西　亜紀
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１５６号
大阪府高槻市柱本新町１番Ｂ15―101号
債務者　齋藤　美和
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１６９号
大阪府東大阪市永和２丁目14番17号
債務者　納塚　功二（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８３号
宮城県名取市手倉田字諏訪584番地　メゾン・ド・エイキ107号
債務者　中鉢　美穂（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係